

第 1 3 章 更正、決定等事務

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章～第 12 章 (省略)	第 1 章～第 12 章 (省略)
第 1 3 章 更正、決定等事務	第 1 3 章 更正、決定等事務
個⑬003～個⑬043 (省略)	個⑬003～個⑬043 (省略)
個⑬045 更正決定等通知書(加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/ 付表の八の三)21	個⑬045 更正決定等通知書(加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/ 付表の八の三)21
個⑬046 更正決定等通知書(加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表 の八の四)21-2	<u>(新設)</u>
個⑬047 更正決定等通知書(翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算)22	個⑬047 更正決定等通知書(翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算)22
個⑬049～個⑬051 (省略)	個⑬049～個⑬051 (省略)
第 14 章～第 20 章 (省略)	第 14 章～第 20 章 (省略)

改正後

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

□□□-□□□□

殿

第 _____ 号 (番 号)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㉔更正前の額	㉕更正後の額	㉖増減(△印)差額 (㉔-㉕)
所得金額	所得 ①			
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦			
	社会保険料控除 ⑧			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑨			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩			
	配偶者控除 ⑪			
	配偶者特別控除 ⑫			
	扶養控除 ⑬			
	基礎控除 ⑭			
	所得控除額の計 ⑮			
	課税される所得金額 (㉔の金額から控除 ⑮)	総所得 ⑯	所得 ⑰	
算出税額	㉔に対する税額 ⑱			
	㉕に対する税額 ⑲			
計 ⑳				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉑			
	控除 ㉒			
差引所得税額 (㉔-㉒-㉑) ㉓				
差引 (引ききれないときは0)				
災害減免額、外国税額控除 ㉔				
再差引所得税額 (㉓-㉔) ㉕				
定率減税額 ㉖				
源泉徴収税額 ㉗				
申告納税額 (㉕-㉖-㉗) ㉘				
予定納税額	第 1 期 ㉙			
	第 2 期 ㉚			
確定納税額 (㉘-㉙-㉚) ㉛	納付すべき税額 ㉜			
㉜-㉛-㉛) ㉝	還付金の額に相当する税額 ㉞			
差引減少(△印)する税額 (㉛-㉝) ㉟				

本表の一の三

18.3

改正前

□□□-□□□□

殿

第 _____ 号 (番 号)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㉔更正前の額	㉕更正後の額	㉖増減(△印)差額 (㉔-㉕)
所得金額	所得 ①			
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦			
	社会保険料控除 ⑧			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑨			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩			
	配偶者控除 ⑪			
	配偶者特別控除 ⑫			
	扶養控除 ⑬			
	基礎控除 ⑭			
	所得控除額の計 ⑮			
	課税される所得金額 (㉔の金額から控除 ⑮)	総所得 ⑯	所得 ⑰	
算出税額	㉔に対する税額 ⑱			
	㉕に対する税額 ⑲			
計 ⑳				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉑			
	控除 ㉒			
差引所得税額 (㉔-㉒-㉑) ㉓				
差引 (引ききれないときは0)				
災害減免額、外国税額控除 ㉔				
再差引所得税額 (㉓-㉔) ㉕				
定率減税額 ㉖				
源泉徴収税額 ㉗				
申告納税額 (㉕-㉖-㉗) ㉘				
予定納税額	第 1 期 ㉙			
	第 2 期 ㉚			
確定納税額 (㉘-㉙-㉚) ㉛	納付すべき税額 ㉜			
㉜-㉛-㉛) ㉝	還付金の額に相当する税額 ㉞			
差引減少(△印)する税額 (㉛-㉝) ㉟				

本表の一の三

18.3

更正決定等通知書（一般用/本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第90条、第91条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \\ \times \\ \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \times \\ \text{365} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成18年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.4%ですので平成19年1月1日から同年12月31日までの割合は4.4%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第90条、第91条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \\ \times \\ \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \times \\ \text{365} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成17年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成18年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）

Address box for the recipient (殿) with postal code fields.

Header information box including year, month, day, and serial number (番号).

税務署長 殿

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Main calculation table for 'After Correction' (改正後). Columns include '区 分' (Category), '更正前の額' (Before correction), '更正後の額' (After correction), and '増減(△印)金額' (Change amount). Rows include income, deductions, and tax amounts.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記等の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Bottom box for tax authority name and address.

() 枚のうち () 枚目

本表 11(S)11

18.3

Address box for the recipient (殿) with postal code fields.

Header information box including year, month, day, and serial number (番号).

税務署長 殿

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Main calculation table for 'Before Correction' (改正前). Columns include '区 分' (Category), '更正前の額' (Before correction), '更正後の額' (After correction), and '増減(△印)金額' (Change amount). Rows include income, deductions, and tax amounts.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記等の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Bottom box for tax authority name and address.

() 枚のうち () 枚目

本表 11(S)11

18.3

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（延滞税の割合）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（期間（日数））} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成18年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.4%ですので平成19年1月1日から同年12月31日までの割合は4.4%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（延滞税の割合）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（期間（日数））} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成17年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成18年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

更正決定通知書（加算税用/本表の三）

□□□-□□□□

殿

第 号 (番 号)

平成 年 月 日

税務署長

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	円	円
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

本表の三

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目

改正前

□□□-□□□□

殿

第 号 (番 号)

平成 年 月 日

税務署長

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	円	円
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

本表の三

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目

改正後

更正決定等通知書（加算税用/本表三の二）

□□□-□□□□

殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="checkbox"/> 加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="checkbox"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

この処分の理由

理由欄の記入欄

本表の三の二

()枚のうち()枚目

改正前

□□□-□□□□

殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="checkbox"/> 加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="checkbox"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

この処分の理由

理由欄の記入欄

本表の三の二

()枚のうち()枚目

改 正 後

更正決定等通知書（加算税用/本表三の三）

□□□-□□□□

殿

第 _____ 号 (番 号)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 印

平成 _____ 年分、平成 _____ 年分及び平成 _____ 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 _____ 年分、平成 _____ 年分及び平成 _____ 年分所得税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日の _____ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内になります。

年 分	区 分	① 加算税の基礎となる税額	② 加算税の割合	③ 加算税の額 (①×②)
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円

○ この新たに納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。

なお、納付すべき加算税の額は、年分ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

○ この処分の理由

本表の三の三

()枚のうち()枚目

改 正 前

□□□-□□□□

殿

第 _____ 号 (番 号)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 印

平成 _____ 年分、平成 _____ 年分及び平成 _____ 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 _____ 年分、平成 _____ 年分及び平成 _____ 年分所得税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日の _____ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内になります。

年 分	区 分	① 加算税の基礎となる税額	② 加算税の割合	③ 加算税の額 (①×②)
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。			
	重 加 算 税	円	%	円

○ この新たに納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。

なお、納付すべき加算税の額は、年分ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

○ この処分の理由

本表の三の三

()枚のうち()枚目

改正後

改正前

更正決定等通知書（別表）

別表 平成 年分

氏名 _____ 殿 (番 号) _____

区 分	① 所得	②	③	④ 増減 (△印) 差額 (③-②)
		前の額 円	後の額 円	
所得金額	所得 ①			/
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			/
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生 控除 ⑫			
	配偶者 控除 ⑬			
	配偶者 特別 控除 ⑭			
	扶 養 控 除 ⑮			
	基 礎 控 除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 ⑱			
	所得 ⑲			
	所得 ⑳			
	所得 ㉑			
	算出税額 ㉒			
	算出税額 ㉓			
	算出税額 ㉔			
	計 ㉕			
税金から差し引かれる金額				
控 除 ㉖				
控 除 ㉗				
差引所得税額 (⑲-⑲-㉖-㉗) ㉘				
災害減免額、外国税額控除 ㉙				
再差引所得税額 (㉘-㉙) ㉚				
定 率 減 税 額 ㉛				
源泉徴収税額 ㉜				
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝				
予定納税額	第 1 期 ㉞			
	第 2 期 ㉟			
確定納税額 (㉝-㉞-㉟)	納付すべき税額 ㊱			
	還付金の額に相当する税額 ㊲			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する税額 ㊳			
	減少する還付加算金 ㊴			
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊵				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊶	円	円	
	加算税の割合 ㊷	%	%	
	加算税の額 (㊶×㊷) ㊸	円	円	
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊹	円	円	
	加算税の割合 ㊺	%	%	
	加算税の額 (㊹×㊺) ㊻	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊼				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊽				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊾				

() 枚のうち () 枚目

青・特
白

別表 平成 年分

氏名 _____ 殿 (番 号) _____

区 分	① 所得	②	③	④ 増減 (△印) 差額 (③-②)
		前の額 円	後の額 円	
所得金額	所得 ①			/
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			/
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生 控除 ⑫			
	配偶者 控除 ⑬			
	配偶者 特別 控除 ⑭			
	扶 養 控 除 ⑮			
	基 礎 控 除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 ⑱			
	所得 ⑱			
	所得 ⑳			
	所得 ㉑			
	算出税額 ㉒			
	算出税額 ㉓			
	算出税額 ㉔			
	計 ㉕			
税金から差し引かれる金額				
控 除 ㉖				
控 除 ㉗				
差引所得税額 (⑲-⑲-㉖-㉗) ㉘				
災害減免額、外国税額控除 ㉙				
再差引所得税額 (㉘-㉙) ㉚				
定 率 減 税 額 ㉛				
源泉徴収税額 ㉜				
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝				
予定納税額	第 1 期 ㉞			
	第 2 期 ㉟			
確定納税額 (㉝-㉞-㉟)	納付すべき税額 ㊱			
	還付金の額に相当する税額 ㊲			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する税額 ㊳			
	減少する還付加算金 ㊴			
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊵				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊶	円	円	
	加算税の割合 ㊷	%	%	
	加算税の額 (㊶×㊷) ㊸	円	円	
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊹	円	円	
	加算税の割合 ㊺	%	%	
	加算税の額 (㊹×㊺) ㊻	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊼				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊽				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊾				

() 枚のうち () 枚目

青・特
白

改 正 後

改 正 前

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書/付表の八）

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。
ただし、加重分の過少申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の空欄の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の計算書」によって計算してあります。

平成 年分		氏 名 殿					
		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		前の額	後の額	贈り戻し等の事由 部分の額	贈り戻し等の事由 以外に正当な理由 がある場合の額 (⑥-⑦)	不正当理由部分 の額	正当な理由がある と認められる等 の事由に基づいて 更正決定等があ った場合の額 (⑧-⑨)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円	円
	所得 ②						
	所得 ③						
所得金額から差し引かれる金額 ④							
課税所得金額	総所得 ⑤						
	所得 ⑥						
	所得 ⑦						
算出税額	⑤に対する税額 ⑧						
	⑥に対する税額 ⑨						
	⑦に対する税額 ⑩						
	計 ⑪						
税金から差し引かれる金額 ⑫							
差引所得税額(⑫-⑪) (引ききれないときは0) ⑬							
災害減免額 外国税額控除 再差引所得税額 (⑬-⑭) ⑮							
定率減税額 ⑯							
源泉徴収税額 ⑰							
申告納税額 (⑰-⑱-⑲) ⑳							
予定納税額 ㉑							
確定納税額	納付すべき税額 ㉒						
	還付金相当額 ㉓						
損失の繰戻し	還付金相当額 ㉔						
	減少する還付加算金 ㉕						
増差税額(⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕) (上の増減合計) ㉖				(⑧-⑨) 円		(⑧-⑨) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉗				(加重加算税分) (1万円未満の端数切捨て)		(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

() 枚のうち () 枚目

19.3

付表の八

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。
ただし、加重分の過少申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の空欄の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の計算書」によって計算してあります。

平成 年分		氏 名 殿					
		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		前の額	後の額	贈り戻し等の事由 部分の額	贈り戻し等の事由 以外に正当な理由 がある場合の額 (⑥-⑦)	不正当理由部分 の額	正当な理由がある と認められる等 の事由に基づいて 更正決定等があ った場合の額 (⑧-⑨)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円	円
	所得 ②						
	所得 ③						
所得金額から差し引かれる金額 ④							
課税所得金額	総所得 ⑤						
	所得 ⑥						
	所得 ⑦						
算出税額	⑤に対する税額 ⑧						
	⑥に対する税額 ⑨						
	⑦に対する税額 ⑩						
	計 ⑪						
税金から差し引かれる金額 ⑫							
差引所得税額(⑫-⑪) (引ききれないときは0) ⑬							
災害減免額 外国税額控除 再差引所得税額 (⑬-⑭) ⑮							
定率減税額 ⑯							
源泉徴収税額 ⑰							
申告納税額 (⑰-⑱-⑲) ⑳							
予定納税額 ㉑							
確定納税額	納付すべき税額 ㉒						
	還付金相当額 ㉓						
損失の繰戻し	還付金相当額 ㉔						
	減少する還付加算金 ㉕						
増差税額(⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕) (上の増減合計) ㉖				(⑧-⑨) 円		(⑧-⑨) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉗				(加重加算税分) (1万円未満の端数切捨て)		(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

() 枚のうち () 枚目

18.3

付表の八

改正後

改正前

更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四）

（新設）

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の総額の金額が記載してあります。）

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、この計算書の総額の税額についても加算税（加重分の無申告加算税）が課されることになります。

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①		円	円
累 積 納 付 税 額	平成 年 月 日の 分 ②		
	平成 年 月 日の 分 ③		
	平成 年 月 日の 分 ④		
	平成 年 月 日の 分 ⑤		
	平成 年 月 日の 分 ⑥		
① から ⑥ の 計 ⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
重加算税の対象となる税額 ⑨			
通 常 分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て)	⑩	
	加算税の割合 ⑪	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円
加 重 分	加算税の基礎となる税額 (⑧-⑩) (1万円未満の端数切捨て)	⑬	
	加算税の割合 ⑭	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮) ⑯			

付表の八の四

()枚のうち()枚目

19.3

改正後

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書/付表の十）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額等」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 平成 年分の特定譲渡損失の金額の計算 氏名 _____ 殿

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	④	
特定譲渡損失の金額	⑤	

②、③、④欄については、損失の金額がない場合には0と書いてあります。
⑤欄には、①の金額と（②+③+④）の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。

2 翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算

	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（④-⑤）
前（前）年（前）年分	円	円	
その年の翌年（前）年分			⑥ 円
その年の前年（前）年分			⑦
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑥+⑦）			⑧

付表の十

()枚のうち()枚目

18.3

改正前

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額等」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 平成 年分の特定譲渡損失の金額の計算 氏名 _____ 殿

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	④	
特定譲渡損失の金額	⑤	

②、③、④欄については、損失の金額がない場合には0と書いてあります。
⑤欄には、①の金額と（②+③+④）の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。

2 翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算

	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（④-⑤）
前（前）年（前）年分	円	円	
その年の翌年（前）年分			⑥ 円
その年の前年（前）年分			⑦
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑥+⑦）			⑧

付表の十

()枚のうち()枚目

18.3